

市長記者会見記録

日時：2015年6月8日（月）午後2時～午後2時31分

場所：本庁舎2階 講堂

議題：平成27年第3回川崎市議会定例会議案概要について（総務局、財政局）

<内容>

（平成27年第3回川崎市議会定例会議案概要について）

司会： ただいまより、市長記者会見を始めさせていただきます。

本日の案件は、平成27年第3回川崎市議会定例会議案概要についてとなっております。

それでは、平成27年第3回川崎市議会定例会議案概要について市長から発表いたします。市長、よろしく申し上げます。

市長： こんにちは。お願いします。それでは、平成27年第3回市議会定例会の準備が整い、6月15日、月曜日招集ということで、本日告示をいたしました。今定例会に提出を予定しております議題は、条例23件、事件7件、補正予算3件の計33件、また報告14件でございます。

今議会の主な議案といたしましては、まず、議案第86号「川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例の制定について」及び議案第87号「川崎市特別職の市長の秘書の給与及び旅費に関する条例の制定について」でございますが、私は市長就任以来、私の掲げる施策の実現や市政の円滑な運営のためには、様々な機会やネットワークを効果的に活用することが重要であると認識しているところでございます。

また、今日においては、施策実現へ向けたスピーディーな対応、未成熟な課題への的確な対応が強く求められております。こうしたことから、私自身のトップマネジメント機能のより一層の充実が必要であり、そのためには、私の活動を補佐するスタッフ職の設置が不可欠であると認識しているところでございますので、今回、公務と政務の2面を持つ業務を担うことができる、政治的行為の制限が少ない特別職の秘書を任用できるよう、地方公務員法第3条第3項第4号に規定されております特別職の秘書を設置し、その給与等を支給するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第101号「川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第102号「川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、建築基準法の改正により、新たに老人ホ

ーム等の地下室の容積率緩和特例が設けられたことに伴い、斜面地において容積率緩和を過大に使用した老人ホーム等の建設が懸念されることから、それぞれの条例の容積率に係る制限の対象に老人ホーム等を追加し、周辺環境と調和した、よりよいまちづくりを進める等のため、改正するものでございます。

次に、議案第115号から議案第117号は補正予算でございます。このうち、一般会計補正予算の内容といたしましては、特別職の秘書の設置に係る経費や、小黒恵子氏の遺贈財産を文化振興基金に積み立てるもの、国の補助金を活用し、障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を進めるなど、5事業で、補正額は3億8,100万円余でございます。

特別会計の補正予算は、介護保険事業会計、港湾整備事業会計で、改正介護保険法に基づき財源の内訳を変更するものと、川崎港コンテナターミナルにおいて荷さばき地の整備を行うなどで1億3,300万円余でございます。

いずれの議案につきましても、川崎市政にとって重要なものばかりであります。議会の皆様とは真摯に議論させていただき、両輪となって市政を運営していきたいと考えております。

私からは以上です。

司会： ありがとうございます。

それでは、次に質疑応答に入らせていただきます。

ここからの進行は、幹事社さん、よろしく願いいたします。

幹事社： では、すいません、お願いします。

まず、特別職である秘書の件なんですけれども、去年、同じものを出されて、内容も変わらず、今回改めてということになります。議会の理解を得られるかも含めて、改めて出された思いをお聞かせください。

市長： 前回提案して取り下げたときから、必要性については従前から常に必要と思っていることですので、制度のことについては議会にも一定程度の理解はいただいているということでもありますけれども、タイミングの問題だということをおっしゃっていただきました。そのタイミングであるのかなという判断に基づいて、今回提案をしている、そういうところでございます。

幹事社： 改めまして、特別職の秘書の仕事の内容なんですけど、一般職の秘書とどこがどういうふうに違うのか、できるだけ具体的にわかりやすく教えてください。

市長： 一般職にできることというのは限られているということは、ご理解いただくとお思います。ですから、いわゆる何か足りないから足すというふうな話ではなく

て、まさにトップマネジメントが求められている時期にあって、これからさらに行政を円滑に運営していくために、スタッフ職の充実が必要だということでもありますから、特定課題ということではなくて、私のやっている業務というのは幅広いものでありますから、それを補佐する内容に当然なってくるかというふうに思っています。

幹事社： あと、前回おっしゃったように、政治的な会合とかそういうのに代理出席するとか、そういうことも可能という……。

市長： 前回提案したときに、たしか、この記者会見でも政治資金パーティーみたいな話があって、それに代理出席をすることが可能なのかというふうな話があって、たしか、そのときに、制度上あり得るのかもしれませんが、ちょっと研究しておきますと答えたと思うんですが、あの後色々考えたんですが、政治資金パーティーみたいなところに特別職の秘書がいることが考えられるのかというと、現実的には考えられないなというふうに思っているんですね。

例えば、私が政治資金パーティーに行くにしても、これは公務ではありませんし、いわゆる公費も出ませんし、公用車も使っていないという状況の中で、特別秘書が、何かそういう形で代理出席するというふうなのは、個人の対応ではあるかもしれませんが、いわゆる職としては、ちょっと考えにくいというふうに思います。

幹事社： ああ、そうですか。そうすると、具体的にどういうことをやってもらうというお考えなんですか。

市長： それぞれ他都市でも、首長を補佐する役割として、いわゆる純粋な政務というものと、公務と政務が重なっている部分というのは一般職はできないわけですから、そういうところだというふうに認識しております。純粋な政務というのは、純粋な私の政治活動みたいなものは、まさにそこには該当しないわけですから、そのこの整理はしっかりしなくちゃいけないなというふうには思っています。

幹事社： なるほどね。あと、定数2人以内とあるんですけども、これ、通った場合の仮定ですけども、1人ですか、2人ですか。

市長： 制度が2名というふうにお認めいただいて、その範囲内で考えるということでもあります。ですから、給与面も含めて、いわゆる上限というのを定めてあって、その人というのが、職責に合ったものはどの程度のものなのかという、その範囲内で決めようというふうには思っています。

幹事社： 現段階では決めてはいないと……。

市長： そうですね。はい。

幹事社： わかりました。

各社、どうぞ。

記者： すいません、前回から、また改めて、定数2人ということについて、ちょっとご説明いただければと思ったんですが。2人ということの人数的な必要性って、どういうところにあるんでしょうか。

市長： 人数的な必要性というか、前回も2名で出しています。1人が必要か2人が必要かというのは、制度的に、やはりこの時代、私を補佐するスタッフ職の充実というのが求められているというふうに思っていますので、制度的には2名をつくっておきたいというふうに思っています。

記者： わかりました。

あと、改めてなんですけども、今回、どういう判断で、このタイミングだというふうに判断されたんですか。できるだけ、そこをちょっと詳しくお願いします。

市長： 非公式な形ではありますが、議会の皆さんにも色々ご相談してきたことはございます。で、議会のほうからもご指摘いただいていた、私は全く別問題だというふうには思いますけども、例えば、退職金の話はどうなったんだとか、それをやらないうちから提出するのはどうなのかというふうなご指摘も受けていました。それは特別職の話とは全く別次元の話だとは思いますが、そういったことについても、ご指摘いただいた部分はクリアしてきたというふうには思っていますし、新しい議会にもなったことでありますし、一つのタイミングかなというふうには思っています。そういったことを背景に提案しているということです。

記者： わかりました。

記者： すみません、報酬の水準について、お伺いします。特別秘書の報酬についてお伺いします。どうして、この水準にされたのか。前回と同じ金額だと思うので、また同じことの繰り返しになるかもしれませんが、改めて。

市長： 今設定している最高額というのは部長職に当たる給与水準になります。実際、今後、詳細を詰めていきますが、大体3段階ぐらいのものが考えられるんだろうと。例えば、課長職だとか部長職だとかというふうな。そういう中で、いい人材を採ってくる、任用するという意味では、なるべくそれは高い設定のほうが望ましいわけでありまして、総合的な判断としては、部長職というのが上限だというふうに設定しています。

幹事社： 今回、必要だから、当然これは挙がっているわけなんですけど、現状で、例えば、特別秘書がないゆえに、本当はこういうことをやりたいんだけどできないとか、必要性、背景みたいのをちょっと説明してください。

市長： 先ほども申し上げましたが、何か今、とつても足りなくて、足りてないからそれを足すというよりは、これからますますトップマネジメントの機能というのが必要になってくる。その中で補佐してくるものというのが必要だというふうに、この1年半、思ってきました。その部分は私が担っている部分というのは多いです。私がやっているという部分を、その部分をスタッフとして補佐してくれるというふうな機能が、まさに欲しいとこの1年半、ずっと思ってきたことです。

幹事社： あと、色々調べているとは思いますが、特別職の秘書を2人採用している自治体というのは、ほかにあるんですか。

市長： 東京都がそうですね。

幹事社： 東京都。

市長： はい。

幹事社： 横浜市……。

市長： 横浜市は1名です。

記者： 同じような質問なんですけれども、前回取り下げってから、今まで9か月間ありますけれども、その間で市長が、あのときに特別秘書が成立していたら非常によかったなというような場面というのは、この9か月間で具体的に何かございましたかね。

市長： それは、あらゆる場面であります。あらゆる場面でありますけれども、それが定量的に出るかという、そうではないと思います。かつ、もしいたとすればの、たれば論というのはあまりふさわしくないと思いますが、ほかのこともできたのかもしれない。なかったからできなかったことということと言うと、それを判断できるということはない現実ですから、たれば論を言ってもあまり意味がないかなというふうには思います。

記者： もっと、もしかしたら効率的にできたかもしれないけれども、それはちょっとわからない……。

市長： それはそうですね。

記者： これは、先ほどのタイミング的に色々な、前回のときは、タイミング的に色々な議会からご意見があったということで取り下げた一つの理由ではあるんですけども、今回、今、市長が言ったようなタイミング、非公式の話も含めて、色々クリアしてきた部分もあると言っているんですが、中身については全く変更はないわけですけども、その辺は議会には理解いただけるというふうな……。

市長： それはわかりません。まさに公の議会の場で、いろんなご質問があるんでしようから、それに誠実にお答えしていくということだと思いますね。

記者： 議会の雰囲気からすると、市長が言ったように、制度には理解するけれども、やはりタイミングだとか、先ほど言った額だとか、もろもろのことについて非常に意見はあると思うんですが、否決という可能性もなくはないと思うんですけれども、市長自身は今後、議論の中で修正するとか改めて取り下げるとか、そういうお考えはあるんですか。

市長： ないですね。

記者： ない。

市長： はい。

記者： 修正する可能性もないんですね。

市長： 今、まさに議案を出している、提案している段階ですから、全く想定していません。

記者： すいません。仮に議会で否決されたときに、再議をされるということですか。ということまで踏み込んで考えられるということですか。

市長： いや、仮定の話はまだするタイミングではないというふうに思います。今、まさに提案している段階で、議会でご議論もいただいてないという状況ですから。

記者： すみません。前回、政治資金パーティーのほかに、羽田連絡道とかもありますのでというような話を市長がされていたと思うんですけれども、結論から言えば、羽田連絡道はできることになって、たればの話はしてもしょうがないですが、そこは特別職が要らなかったのかなというふうに思います。やっぱり議会と市民にとってみると、なぜ必要なのかということがわからないので、それはあらゆる場面というのはおっしゃるとおりだと思うんですけれども、やはりそれは市長として、議会あるいは市民に、こういう場面で欲しいんだという、もう少しわかりやすい説明が必要だと思うんですけれども、何か1例、2例はないですかね。

市長： 前回のときも、羽田連絡道路というふうな具体例1例は出しましたけれども、にもかかわらずと、あらゆる政策全般でというふうに、私、申し上げたという記憶があるんですが、あまり具体例で言うと、先ほどのご質問じゃないんですけれども、そこに何が足りなかったんですかみたいな話になっちゃうじゃないですか。その話というのは、あまり適切ではないかなというふうに思いますね。

確かに、この連絡道路の話でも、相手方の自治体で特別秘書さんが出てこられて、首長さんと特別秘書さん、そして私という3人の状況というのはございました。で、その後の調整も、私が両方の、お二人にしなければならぬということもございました。そういうふうなのを、まさに必要だなというふうなことの事例はありましたけど

も、1つ言っていって切りがないほどあります。

記者： そうすると、この段階では、具体的な例というのはなかなかおっしゃれないということでしょうかね。

市長： この段階でも、これからも、この政策が必要だから、この特別職が必要だというのは、それはちょっと制度としておかしいと思いますね。

記者： なるほど。

それから、すいません、先ほど、他社から、やっぱり議会のほうでは、確かに制度としては理解するというような声がある一方で、一つは、金額がちょっと高いんじゃないのということと、あと、もう一つは、やっぱり議会に対する説明が不十分なんじゃないのということと、それから、あと、制度上の問題ですが、これは選任同意案が必要ではないので、市長に人選を一任するという、主にこの3点ぐらいが、議会の皆さんが主にひっかかられている点のように感じます。ここから先、うわさの話をするのも何なんですけど、市議会の複数の方にお話をお伺いしたところ、既に市長には特別秘書の腹案があって、自分が特別秘書になるんだということを吹聴していらっしゃる方がいるということが議会の中でまことしやかにささやかれています。市長は現段階で人選に腹案があり、かつ、その人に、君にやってもらいたいんだというようなことをお話しされた事実はありますでしょうか。

市長： 事実とは全く異なるので、全く異なることについてのコメントはありません。給料面については、それは職務に応じた、そして人物に応じたものというのがあると思いますので、それは先ほど申し上げたような上限の範囲内の中で考えていきたいというふうに思っています。

記者： そうすると、今回はそこら辺のところを明言されなかったですけども、現段階で市長には、この人を自分の特別秘書に任用したいというようなお考えはまだないということでしょうか。

市長： 前回もそうですけど、今回も全く白紙ではありませんけども、まだ制度が整っていない中で具体的なことは考えておりません。

記者： 前回も全く白紙ではないということと同じように言われていたんですが、人選について市長としては、改めてなんだと思うんですけども、どういった方を任命したいとか、任用したいというような考え、人物像とか、個別具体的というよりも、どういう人物をとというのは何かありますか。

市長： これも前回お答えしていると思いますが、まず、私の補佐をしていただくわけですから、人間的な信頼関係がちゃんと築けているかということだと思いま

すし、それから、情報収集だとか、あるいは調整だとかというふうなものを対外的にやっけていかなくちゃいけないわけでありますから、コミュニケーション能力の高い方ではないと困るなどというのはありますし、そういうことですかね、一般的に考えますと。

記者： となると、例えば、どっかの市なり、ちょっと県だか忘れましたが、特別秘書を公募でやったりするというようなところもあって、募集があったかどうか定かじゃありませんけど、そういったことではなくて、やはり市長が考えていらっしゃるというか、その中で指名するという形ですか。

市長： 公募については考えておりません。

記者： 市長があえて部長級で今回、給料設定をされているということは、逆に言うと、白紙ではないという、やや想定されている方というのが、いわゆる部長級で招かないといけないぐらいの方だという言い方ができるんですか。

市長： いやいや、そうではありません。いい人材を欲しいということであれば、それこそ副市長級の給料だとかというふうなことだってあるでしょう。議論としてはあり得ると思います。だけど、それは先ほど申し上げた総合的な判断の中で、最大、部長級というふうな形にしたということです。

記者： 信頼関係というお話でしたけれども、それはこれから信頼関係を築いていけそうな方ということなのか、それとも、既に市長として信頼関係がもう十分にあるという……。

市長： 両方あるんじゃないかとは思いますが。要するに、人間的な信頼関係が私と築ける方かどうかというのは、過去に会った人なのかもしれないし、これから会う方なのかもしれないし、それは両方あり得るんだと思います。

記者： すみません、給与のことなんですけど、議会に対しては水面下に非公式のほうでしているかもしれませんが、やっぱり市民目線から言うと、部長級で何歳の方が就任されるかわかんないですけど、最高、年収1,000万近くもらうというのは、市民目線から言うと、税金でそんなに払って、何をしているかわからない人に自分たちの納めた税金を使うのはどうなのということで、詳しい説明が必要だとは思いますが。

市長： 詳しい内容というか、ご議論は、まさに市民の代表である議会の皆さんにご議論いただく、私にも質問いただくということで、当然議会の中でなるというふうに思っています。他都市の事例を見ていただくといいかと思いますが、何をしているかわからないのでしょうか。それぞれ適切な役割を担っていただいているんじゃないです

かね。いわゆる法律の定められている地公法の中で、こういう職が必要だというふう
に定められている、規定されているものについて私どもが条例を出すということであ
りますから、何をやっているかわからないというのは、それはいかがでしょうか。

記者： それはやっぱり、じゃ、今後、議会のほうで、そういう質問を受けた場合に
しっかり説明していく、先ほどの話になってしまうんですが。

市長： そうですね。ただ、今まではない職でありますから、当然、どういう役割で
すかということは聞かれると思いますし、そのことについてしっかりと答えていきたく
いと思っていますね。

記者： 直接、議会以外で説明するお考えって、今のところ、ありますか。

市長： 議会が、いわゆる市民の代表者に選ばれた最高の機関であることは間違いな
いですから、そこでしっかりとお答えするのが筋だと思います。

記者： すいません。念のため確認ですけれども、これは前回のこの場でも、昨年
の9月のこの場でも出ましたけれども、特別秘書がなさる仕事としては公務であるとい
う認識ですかね。公務であるということですよ。

市長： 公務ではありますよ。公務と政務が、いわゆる純粋な、完璧なる公務とい
うところは、今の一般職でもできるわけありますから。

記者： そうですね。公務ではあるということですよ。

市長： はい。

記者： ただ、政務的な部分がある公務ということですか。

市長： はい、そうですね。

記者： ここをやっぱり、あらゆる場面に必要だというのは、政治家としておっしゃ
るとおりだと思うんですけども……。

市長： そう思いますよね。私も2面性を持っているんです。行政の長としてと政治
家としての側面を両方、2面を持っているということをご理解いただけたらと思いま
すが、その中で仕事をしているわけですね。

記者： 市長、ただ、やっぱりこれは公金から支出される以上は、それを議会で説明
するのは当然ですけども、我々報道を通して、こういうところで必要なんだとい
うことを、市民にわかりやすくご説明する責任があるのではないかと思うんですが、
市長が2面性をお持ちになられていて、制度を持っている自治体がたくさんあること
も承知しています。その上で、川崎市ではこういうことが必要なんだというのは、
やはり市長の口から聞きたいです。

市長： ですから、特定な何か、政策面で語るというふうなことになる、おかしな

ことになりませんかというふうなことを申し上げているんですね。

記者： こういう場面が必要なんですという、そういうことです。

幹事社： いま一つわかりにくいのは、個人的な純粋な政治活動は当然させませんと。だけど、政治的な部分のある公務はやってもらいますよというところが、何かちょっとグレーで、よくわからないんですよ。そういうところを、何かの例で。でも、例を出すと、それに引っ張られるということもあると思うんですけども、幾つか、こういうケースもありますが、別にそれに確定しているわけじゃありませんというのは、そういう答え方をしていただけませんか。

市長： なるほど。例えば、これ、また例を出すと、それかというふうな話にもなりかねないのであれですけど、これから、今もそうでありますけども、例えば、他の自治体だとか、あるいは企業だとか団体だとかと行政が一緒になってやっていけなくちゃいけない部分というのがあるんです。より必要になってくるとは思いますが、それが非常に熟度が低いというか、情報収集をしていくときに、ラインの仕事というふうなのは、何か事業があって、それに向かってやっていくということだと思いますが、スタッフ機能というのはいくぶん幅広く情報収集などをしてこなくちゃいけないというふうな部分もあるので、そこをラインの仕事ではなかなか難しいということは、いろんな場面で考えられますよね。これまでも包括協定なんかを、様々結んできましたが、そういったところで具体的にどういうふうなことをやっていくかというのは、少し事前のやわらかい段階から議論していくというのは、情報収集の面で、私にとっては必要なポストだというふうに思っています。

記者： もう一つ、やっぱり指揮命令系統ということがあると思うんですけども、例えば、市長の代理として、政務性を帯びた公務の場で情報収集とか、あるいは調整をするとすると、市役所の業務とか基本的な仕事のフローについて相当詳しい知識というか、知見を持っていないと進められないと思うんですが、まず指揮命令系統、つまり、この案件をやりたいから何とか局とか何とか部から説明を求めるとかといったようなことも含めて、指揮命令系統はどうなるのかということをも市長は想定されているんでしょうか。

市長： 誰が誰に対する指揮命令系統ですか。

記者： 特別秘書が折衝に当たるとか、情報収集するに当たって、当然、市役所が現状はこうなっていて、こういう方向に向かおうとしているということを知らなければならぬと思うんです。そうした場合、特別秘書から担当局だとか担当部だとかに説明を求めさせるような、そういうようなことも含めて、指揮命令系統というのはどう

なっているのでしょうか。

市長： まず、指示命令系統は、私から特別秘書に対するのは、私からの指示に従って動いていただきますが、特別秘書が、いわゆるラインの一般職に対する指示命令権というのはありません。ゆえに、情報収集は図らなければなりませんので、いわゆる各局に対する情報収集を、情報提供をお願いするという立場になるんだと思いますが、そういう形で、私の指示に従って情報収集するということがありますけども、何か、政策の決定に関することだとかということは、そこには関与はできないということにしておりますので。

記者： そうすると、特別職の秘書さんは、市長以外の指揮命令を受けないということでしょうか。

市長： 命令権はないと思いますね。おそらく僕か……、どうなるんだろうな、私ですね。私の指示に基づいてですね。

記者： これ、前回も僕、同じような質問をしたんですけど、こういう案件というのは非常に政治的な案件だというように思うんですがということを聞いたら、市長はそうは思ってないと。市政を効率的に資するというような話をされたと思うんですが、9カ月間たって、今現在、この案件、今まさにこれからかかろうとしている中で、そういう意識というのは何か、この間も踏まえてありますか。

市長： 確かに、今でも私、政治的なものではないというふうには思っていますが、政治的に思われるというふうな状況というか、そういうふうに思われるというのは理解します。はい。

記者： すいません、重ねて。退職金のときは、「市長の任期中」という文言が入っていましたが、今回、市長のご自身の任期中という文言が入ってなかったことがちょっと気になったんですが、これは今後、川崎として5年、10年やっていくべきだと市長が考えるから、そういう言葉が入ってないということなんですか。

市長： そうです。基本的には、これは制度として絶対必要だというふうに思っています。例えば、私ではない方が条例を廃止するというのはなきにしもあらずでしょうけども、しかし、2000年の地方分権一括法以来、ずっと地方自治体の役割というのは年々年々増大しているわけで、役割も責任も増大していると。そのマネジメントを支えるスタッフ職というのは、これからますますほかの自治体も出てくるんじゃないでしょうかねというふうな印象を持っています。ですから、この前提案してから、さいたま市のほうでも採用されたというふうな話を聞いていますが、これから増えてくるんじゃないでしょうかね。どこの自治体も、やはりそういう機能は求められる

状態になってきていると思いますし。

記者： わかりました。

司会： では、本件につきまして終了させていただきます。

以上をもちまして、市長会見を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

市長： ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号：044(200)2355